
「振り込め詐欺」に注意！

○県内では「息子」になりすまして、指定された口座に現金を振り込ませる手口の「振り込め詐欺」が多発しています。不審電話がかかってきたら、必ず家族や警察に相談してください。

＜詐欺電話の特徴＞

- ① 被害者の息子を実名で名乗る（「オレオレ」と言う場合もある）。
- ② 「風邪をひいて声がおかしい。声がかれた。扁桃腺炎でのどが痛い」と言う。
- ③ 「携帯電話が壊れた（落とした）ので番号が変わった」と言う。
- ④ 「女性を妊娠させた。中絶費用と慰謝料が必要。すぐに指定口座に100万円振り込んでほしい」と言う。
- ⑤ 数時間後、または翌日、再度犯人から連絡が入る。

＜不審電話を受けたときの対応＞

- ① 相手に、生年月日や家族の名前など家族しか知らないことを尋ねる。
- ② 「携帯電話の番号が変わった」と言われても、必ず以前から知って（登録して）いる電話番号にかけて本人に確認する。
- ③ 必ず家族や警察に相談する（110番通報でも可能）。

有害サイトから、子どもを守りましょう！

携帯電話等のフィルタリングサービスの活用を！

○入学・進学シーズンの4月、子ども用に携帯電話を購入された方も多いのではないのでしょうか。携帯電話は、子どもの安全を守るために活用できる一方、携帯電話でインターネットを利用した子どもたちの被害が増えています。

○大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）が受け付けた苦情相談では、出会い系サイトにアクセスし、知らない人から来たメールに返信してトラブルに巻き込まれた事例や、ゲームをしていたらアダルトサイトにつながり、高額な利用料を請求された事例などが保護者から多く寄せられています。

○携帯電話の契約や、子どもの利用に際しては、次のことに注意しましょう。

- ・フィルタリングサービス（※1）を活用しましょう。2009年4月から「有害サイト規制法（※2）」が施行され、18歳未満の子どもが使用する携帯電話の契約では、その保護者からの申出がない限り、有害情報フィルタリングサービスの利用が義務付けられています。
- ・携帯電話等の使い方を親子でよく話し合いましょう。出会い系などの有害サイトにアクセスしないこと、困ったことがあったらすぐに保護者に相談すること、などのルールを

決めておくことも大切です。

- ・万一、トラブルが生じた場合は、市町村の消費生活相談窓口や大分県消費生活・男女共同参画プラザにご相談ください。

※1) インターネット上の出会い系サイトなど有害サイトを画面に表示しないよう制限するサービスのこと

※2) 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」

☆消費生活に関するご相談は、下記まで

- ・市町村及び県の消費生活相談窓口 ↓URL

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/soudanmadoguchi.html>

☆生活パイロット「大分合同新聞夕刊紙面」 ↓URL

<http://www.pref.oita.jp/site/syohi/pairotto2.html>

【消費者庁の情報】

- 「消費者教育推進のための課題と方向」の公表 ー消費者教育推進会議の報告ー

http://www.caa.go.jp/information/pdf/120406_torimatome.pdf

- ペダルなし二輪遊具の事故防止について（注意喚起）

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120404kouhyou_1.pdf

- 消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120406kouhyou_1.pdf

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/120403kouhyou_1.pdf

- 強化ガラス製なべふたは品質表示をよく確認して使いましょう。

<http://www.caa.go.jp/hinpyo/index.html>

【国民生活センター情報】

- 「美容医療・契約トラブル110番」の実施結果報告

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20120329_1.html

- インターネットトラブル

<http://www.kokusen.go.jp/topics/internet.html>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆最寄りの市町村の消費生活相談窓口 ↓URL

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/soudanmadoguchi.html>

☆県の消費生活相談窓口 ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇消費生活等相談（契約、販売方法、多重債務、その他消費生活に関する相談及び個人情報に関する相談）

- ・受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30

・相談電話：097-534-0999

◇消費生活特別相談（平日に相談できない消費者等を対象に第3日曜以外の日曜に実施）

・受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00

・相談電話：097-534-0999

◇食品表示110番（不審な食品表示に関する情報、食品の表示制度に関する質問など）

・受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30

・相談電話：097-536-5000

=====

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（県消費生活センター）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp

=====